

オレンジハート

社協だより



▲「まけないぞう」の完成！
1枚のタオルからできています。

サロンを通して住民の「絆」を深める

(生活支援相談室 サロン活動報告)

生活支援相談室では、応急仮設住宅などの入居者を対象に、サロン活動を実施しています。

10月3日は、西町第一応急仮設住宅でサロンを開催しました。

西町第一②・④応急仮設住宅では、タオルを象の形に裁縫して作る「まけないぞう」づくりに挑戦し、参加者の皆さんは、1枚のタオルを縫い合わせて、かわい

い象を完成させました。
西町第一①・③応急仮設

住宅では、「おくちさわやかサロン」と題して、口の病気の予防の講習会を開催しました。

歯科衛生士の玉川春美さんを講師に迎え、口の病気をその予防方法を学びました。

健康で元気な生活を送るための、「おくちの体操」や口の病気(歯周病など)の予防方法などをクイズ形式で楽しくお話いただきました。

サロンは、各応急仮設住宅の集会所で週に1回、開催しています。



▲「おくちさわやかサロン」
楽しく口腔ケアを学びました。

平成
23
年度

地域間三世代交流事業助成金 のお知らせ

1. 目的

高齢者や育児に悩む親などを地域での支えあい、助けあい活動を自主的にできる組織づくりや社会活動の支援を目的としています。

2. 助成対象

市内の地域組織などの自主活動による、地域の高齢者・親子など、主に三世代の交流を目的とした特別事業です。

◆対象組織の範囲

単位行政区または隣接する行政区と合同で構成された地域
(おおむね50世帯の区域を目安とします)

◆対象事業例

地域内の三世代の交流が図れる事業
(地域文化の伝承・体験など)

◆対象外事業

- ・ 公的機関などとの共催事業
- ・ 既存の事業への上乗せ
- ・ 参加対象を限定する事業
- ・ 会員同士の親睦が目的の事業



▲竹馬づくり (小高区大富行政区)

3. 助成額

一つの事業に対し、助成対象総経費の3分の2以内とし、本会の予算の範囲内において助成額を決定します



▲三世代ミニ運動会 (原町区仲町一行政区)

4. 助成対象経費

事業の実施に必要な、消耗品、食材費、講師にかかる費用、賃借料などで、総額5万円を限度額とします。

5. 事業実施期間

平成23年度中に実施する事業



6. 申請方法

事業の実施1ヶ月前までに、所定の申請様式により申請してください。

○申込・問合せ先

各区地域福祉課まで ☎46-5354 (鹿島区) ☎24-3415 (原町区)

原町区

ふれあいサロン活動助成金のご案内

「ふれあいサロン」の支援を目的に、活動にかかる経費の一部を助成します。

《助成の種類》

① 運営費

サロンの運営にかかる経費の一部（参加者数によって算出されます）

② 賃借料

サロンの会場を借り上げて実施する場合に

かかる賃借料の一部

③ 備品購入費

サロン立ち上げ時に必要な備品を購入する経費の一部

《利用申請》

活動助成金の交付を受けようとする団体は、あらかじめ所定の様式により、本会に登録してください。

サロン活動に関する相談は、地域福祉課までお問い合わせください。

◆ 申込・問合せ先

地域福祉課まで
☎ 24-3415 (原町区)

※鹿島区のサロン活動に関するご相談は左記までお問い合わせください。

◆ 問合せ先

地域福祉課まで
☎ 46-5354 (鹿島区)

ふれあいサロン事業とは

一定の地域内（主に行政区単位）において、誰もが気軽に集い交流できる場所を設置し、住民と参加者が共同企画し自主運営する活動です。



▲交通安全紙芝居
【元気になってみっぺの会(原町区益田行政区)】

仲間づくりを進めることにより地域の絆が強くなり、地域における介護予防や子育て支援など、様々な効果が期待されています。

地域福祉事業助成金のご案内

市内で活動する福祉団体などが行う地域福祉の推進を目的とした自主事業に対し、事業費の一部を助成します。

《事業例》

- ① 地域での支えあい・助け合いを推進する事業
- ② 高齢者を地域で支えあう事業
- ③ 障がい者の自立を促進する事業
- ④ 障がい者がかかえる問題などを、バックアップする事業
- ⑤ 児童を地域で育てる事業
- ⑥ 子育てを支援する事業
- ⑦ 地域の文化などを伝承・体験できる事業
- ⑧ 職場のボランティア活動
- ⑨ 地域事業をとおして、地域の絆が市内全体へつながるような事業
- ⑩ 新しい福祉のニーズを取り入れた事業

《対象外》

公費補助金や、他の助成団体より活動助成金を受けている事業は、原則として対象となりません。

《助成額》

総事業費の3分の2以内（但し、5万円を限度とする。）

《申請》

事業実施の概ね1ヶ月前までに、所定の申請書により申請してください。

◆ 申込・問合せ先

各区地域福祉課まで
☎ 46-5354 (鹿島区)
☎ 24-3415 (原町区)



平成23年度 社協会員会費等の募集中止について

社協会費、日本赤十字社費、赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金等の募集については、震災被害が甚大で、復旧にも長い時間を要すると推察されることから、平成23年度については、**実施をしないことになりました。**
納入手続きなど取りまとめを始めている行政区、隣組については、平成24年度に繰り越すなどの対応をお願いします。

◆会費等の内訳

- | | |
|----------------------|---------|
| 1、社協会員会費 | |
| ・一般会員会費 | 500円 |
| ・特別会員会費 | 1,000円 |
| ・賛助会員会費 | 10,000円 |
| 2、日本赤十字社費 | |
| ・止社員 | 500円 |
| ・特別社員 | 2,000円 |
| 3、赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金 | |
| ・赤い羽根共同募金 | 500円 |
| ・歳末たすけあい募金 | 300円 |

◆問合せ先
南相馬市社会福祉協議会 ☎24-3415

福祉バスの 予約・利用 について

社会福祉団体などが、視察研修などに利用している福祉バスについて、現在、運行は行っていません。
予約の受付、運行が開始する際は、本誌にて、お知らせします。

◆問合せ先

南相馬市社会福祉協議会
☎24-3415



福祉の仕事相談会

福島県社会福祉協議会で求人登録や資格取得などの相談を目的に、福祉の仕事相談会を開催しています。

福祉の仕事に興味がある方や福祉関係の資格取得を考えている方は、ぜひ、会場にお越しください。

◆日時

- 平成23年11月17日(木)
 - 平成24年1月19日(木)
 - 平成24年3月15日(木)
- 午前10時～午後3時まで

◆場所

原町保健センター

◆料金

無料

※事前予約の必要はありません。相談時間は、1人約30分前後です。

◆問合せ

福島県社会福祉協議会
人材研修課
☎024-521-5662

小高区事務所の移転について

小高区福祉サービスセンター及び南相馬市地域包括支援センター(小高地域)の事務所を、左記のとおり移転しました。

各業務などのご相談がある方は、お問合せください。

◆地域包括支援センター(小高地域)

◆移転先

原町区福祉会館内
(原町区小川町32-1)

◆問合せ先

南相馬市社会福祉協議会
☎24-3415(原町区)
地域包括支援センター
(小高地域)

◆移転事務所

・南相馬市社会福祉協議会
小高区福祉サービスセンター

☎25-3329

南相馬市社会福祉協議会 会館使用案内

本会施設について、震災のため、予約の受付や使用のお断りをしていましたが、11月1日から一部の施設について予約・使用の受付を始めることにいたしました。

○ 原町区福祉会館(原町区小川町322-1) ※平成23年11月1日より

施設名	午前9時から正午まで		午後1時から午後5時まで		午後5時から午後9時まで	
	普通期間	特別期間	普通期間	特別期間	普通期間	特別期間
視聴覚室	5,250円	6,820円	5,250円	7,350円	7,870円	9,970円
講座室	/					
第1集会室						
第2集会室						
第1・2集会室						
普通期間 4月～6月、9月～10月 特別期間 7月～8月、11月～3月(冷暖房費をそれぞれ加算した料金です。)						

※なお、むつみ荘については、9月より利用開始となっていますので、お気軽にご利用ください。

○ 鹿島区 むつみ荘(鹿島区西町2丁目117)

午前9時から午後4時まで	使用料
市内の60歳以上 1名	1日 300円
一般及び市外 1名	1日 500円
障害者手帳提示の方	無料

◆定休日 毎週月曜日

◆利用申込み・問合せ

【鹿島区】むつみ荘

☎46-5354

【原町区】原町区福祉会館

☎24-3415



使用料減免の変更について

(平成23年4月1日より)

本会施設の使用については、福祉団体、ボランティア団体、医療・保健機関の団体、官公庁などにご利用いただいております。

施設利用料については、減免措置を取らせていただきましたが、左記により減免対象の内容を変更させていたいただきます。よろしくお願いたします。

◆減免について

【10割減免】

(1)南相馬市役所の福祉保健、教育関係部署並びに市内の福祉、保健関係団体

【5割減免】

(2)南相馬市役所のうち右記以外の部署

【2割減免】

(3)賛助会員

◆問合せ先

☎46-5354(鹿島区)
☎24-3415(原町区)

※使用料が、10円未満の端数になるときは、これを切捨てた額とします。
・使用料について、ご不明な点がありましたら、左記までご連絡ください。



応急仮設住宅などにお住まいの方 生活支援相談員がお伺いします

応急仮設住宅などに入居されている方の様々な相談や引きこもりの防止、生活復興に向けた支援などを目的に、生活支援相談員が、応急仮設住宅などにお伺いしています。

また、応急仮設住宅などの入居者が集い、お茶を飲みながら交流できる、サロン活動などのイベントも行っています。

◆問合せ先
生活支援相談室
☎26-8823

◆問合せ先
生活支援相談室
☎26-8823

●●● 私たちがお伺いしています! ●●●



▲皆さんの元へお伺いします!

地元ボランティアを 募集しています!

南相馬市生活復興ボランティアセンターでは、市内在住の方のボランティアを募集しています。現在、全国各地から駆けつけてくれているボランティアの方々が活動していますが、市内在住の方の活動人数は少ない状況です。美しい南相馬市の復興を目指し、ボランティア活動をしてみませんか?

- ◆ボランティアの種類
 - ・流出物の洗浄・展示作業
(流出物は、津波で泥を被った写真などのことです)
 - ・物資の仕分け・配布作業・その他
※活動内容は、変更する場合があります。
- ◆受付・活動時間
活動時間 午前9時～午後4時まで
※活動内容などについては、下記に連絡、確認をお願いします。また、活動内容は、ボランティアセンターのブログでも確認できます。
- ◆南相馬市生活復興ボランティアセンターブログ
<http://ameblo.jp/minamisoma-svc/>
- ◆問合せ先
南相馬市生活復興ボランティアセンター
☎46-1058 (鹿島本部)
☎090-2852-6483 (原町支部)

東日本大震災から、7ヶ月が経過し、全国各地から多くのボランティアの方々が駆けつけてくれました。

ボランティアセンターでは、全国からの支援を被災地に届け、災害支援復旧を行っています。

これまで、地震や津波で被害を受けた家屋のガレキ撤去や側溝の泥出し作業、津波の泥を被った写真などの洗浄・展示業



▲炎天下の中、多くの方にご協力いただきました!

務など、本市の災害復旧活動を行ってきました。これまでの、多くのボ

ランティアの方々の支援により、ガレキ撤去や側溝の泥出し作業は、概ね終息してきています。現在は、仮設住宅へ入居している方などを含め、市民の生活復興に向けた活動に変化してきています。

今後も、ボランティアの方々のご協力をいただき、本市の復興に向けた活動を推進していきます。

●●● ボランティアセンター情報 ●●●

第二十七回 誌上法律相談!!

震災前からのローン等について
ブラックリストって何??



ブレインハート法律事務所
弁護士 高橋俊樹

東日本大震災の影響で、家計状況が悪化し、震災前から負担していたローン等の返済に不安を抱えている方は多いのではないのでしょうか。実際に、平成23年3月以後、収入がなくてローンの支払いが滞っている人もいらっしゃるでしょう、「ブラックリスト」に載っ

てしまうのではないかと不安を抱えている方もいると思います。そこで、今回はいわゆる「ブラックリスト」とは何なのかという点などについて説明

に限らないのです。

次に、信用情報機関について少しご説明します。信用情報機関とは、銀行や貸金業者、信販会社などの業界団体が、それぞれ設置している機関で、貸付けに関する情報やクレジットカードの取引の内容などの個人信用情報を収集し、加盟している銀行や貸金業者、信販会社などの与信判断等の参考資料としてこれを加盟各社に提供している機関のことです。信用情報機関には、銀行系の全国銀行個人情報センター連合会、消費者金融系の情報センターが加盟する全国信用情報センター連合会、信販会社系の株式会社シー・アイ・シー、業界の垣根を越えた信用情報機関である株式会社シー・シー・ピーなど、複数の機関が存在します。これらの情報機関が収集・管理している情報

は、各機関によって異なります。

では、信用情報機関に事故情報が登録された場合、お金を借りることができなくなるのでしょうか。基本的に、信用情報機関は情報を登録する機関であり、その情報を参考にお金を貸すか否かを決めるのは各金融機関の判断となります。つまり、信用情報機関に事故情報が登録されていても「貸してもいいよ」と判断する金融機関があるかもしれないので、必ずしもお金を借りられないとは言いきれないということです。また、事故情報は、ずっと登録されるわけではなく、一定期間経過すれば登録が抹消されますので、それが抹消されているのであれば、お金を借りやすくなると思います。(抹消の時期は、信用情報機関や情報内容によって異なる

ります)自分の情報が登録されているか否か等は、信用情報機関に請求すれば確認することが可能なので、心配な方は、確認してみたいかがでしょうか。

○誌上法律相談にご協力
いただいたいる弁護士事務所は左記のとおりです。

- 〈ひばり法律事務所〉
☎26-6006
 - 〈若杉裕二法律事務所〉
☎26-6080
 - 〈相馬ひまわり基金法律事務所〉
☎37-2560
 - 〈新開法律事務所〉
☎22-0361
 - 〈平間総合法律事務所〉
☎24-6906
 - 〈ブレインハート法律事務所〉
☎26-3327
- ※相談の時間や料金については、各法律事務所へご確認ください。

《平成23年9月1日〜平成23年9月30日》

認知症相談会

◆会場 原町区福祉会館 相談室
◆問合せ先 ☎23-4519 荒まで
◆日時 平成23年11月14日(月)
午後1時30分〜
午後3時30分



編集後記

今年も残暑厳しい夏でしたが、あつという間に秋になりました。私は、肌寒い日が続いたので風邪をひいてしまいました。
表紙のサロン活動に参加していたいたいた皆さんからも、「今日は、風邪がみだから、いつもより一枚多く羽織ってきた」などの声がありました。
季節の変わり目は、体調管理が難しいです。手洗い、うがいをし、日頃から予防に努めましょう。
(T・S)

【お詫びと訂正】
先月発行の「オレンジハート」(平成23年9月15日号)のまごころひろばに「横山 久子様・故門馬ケイ子様、故門馬隆一様、故門馬 あすか様」と掲載しましたが、正しくは「横山 久子様、故横山ケイ子様、故横山隆一様、故横山 あすか様」に訂正し掲載するとともに、心よりお詫び申し上げます。

■福祉基金

○小高区

【ご遺志金】 (行政区)

- ・横山 久子様(村上)
- ・故横山ケイ子様
- ・故横山陸 一様(ご遺志として)
- ・故横山あすか様
- ・黒木 光 一様(金谷)
- ・故黒木教久様(ご遺志として)
- ・佐々木 隆 慶様(大田和)
- ・故佐々木喜雄様(ご遺志として)
- ・古内 二千大様(大富)
- ・故古内キノエ様(ご遺志として)
- ・返見 弘 人様(下姥沢)
- ・故返見貞夫様(ご遺志として)

○鹿島区

【ご遺志金】 (行政区)

- ・前田 好 光様(北海道)
- ・故前田 忠様(ご遺志として)
- ・富澤 和 寛様(浮田)
- ・故富澤和史様(ご遺志として)
- ・伊東 忠 徳様(栃窪)
- ・故伊東直子様(ご遺志として)
- ・北原 光 廣様(南屋形)
- ・故北原ハツ子様(ご遺志として)
- ・岩崎 利 信様(角川原)
- ・故岩崎正夫様(ご遺志として)

- ・濱名 敏 雄様(烏崎)
- ・故濱名智子様(ご遺志として)
- ・但野 賢 一様(水田)
- ・故但野ツメ様(ご遺志として)
- ・前田 弘 道様(浮田)
- ・故前田五郎様(ご遺志として)
- 【一般寄付】
- ・大畑 サト子様(北海道)
- ・ウエスを介護保険事業所へ

○原町区

【ご遺志金】 (行政区)

- ・丹野 正 徳様(馬場)
- ・故丹野千代子様(ご遺志として)
- ・佐々木 孝 男様(中太田)
- ・故佐々木ヨネ子様(ご遺志として)
- ・庄島 洋一郎様(仙台市)
- ・故庄島キミ子様(ご遺志として)
- ・大内 謙一郎様(南町二)
- ・故大内和彦様(ご遺志として)
- ・相原 莞 爾様(三島町二)
- ・故相原洋子様(ご遺志として)
- ・豊田 恒 幸様(大木戸二)
- ・故豊田 猪様(ご遺志として)
- ・草野 美恵子様(上高平二)
- ・故草野幸男様(ご遺志として)
- ・渡部 真 利様(東町二)
- ・故大槻 一様(ご遺志として)

- ・伊藤 トク様(大町三)
- ・故原 アル様(ご遺志として)
- ・渡部 春 海様(下江井)
- ・故渡部アヤ子様(ご遺志として)
- ・田中 勝 則様(信田沢)
- ・故田中房子様(ご遺志として)
- ・新川 正 義様(大町二)
- ・故新川英子様(ご遺志として)
- 【一般寄付】
- ・本宿自治会
- ・真壁 美 明様

- ・(神奈川県茅ヶ崎市) 社会福祉のために
- ・庄島 洋一郎様(仙台市)
- ・故庄島キミ子様(ご遺志として)
- ・原町赤十字奉仕団へ
- ・伊藤冷機工業(株)
- ・社会福祉のために
- ・漆原 瑞 穂様
- ・(東京都立川市) 社会福祉のために
- ・相原森の上自治会
- ・(神奈川県相模原市) 社会福祉のために
- ・吉川 周太郎様(北原)
- ・社会福祉のために
- ・鈴木 毅様(下高平)
- ・尿とりパットを介護保険事業所へ

